

ちゅうしんリバースモーゲージローン

(フィナンシャルドウ保証付)

令和6年9月1日現在

商 品 名	ちゅうしんリバースモーゲージローン
ご利用いただける方	次のすべてを満たす個人もしくは個人事業主の方 ・ ご融資時の年齢が満50歳以上満80歳以下の方 ・ 当金庫の営業地区内に居住の方 ・ 自己所有する不動産（原則、当金庫の営業地区内の居宅）を担保提供できる方 ・ 年金、給与、事業所得、不動産所得等の安定継続した収入がある方 ・ 株式会社フィナンシャルドウの保証を受けられる方
お使いみち	・ ご自由（事業性資金・おまとめ資金も可）※但し、投機資金は除く。
ご融資金額	・ 300万円以上1億円以下（10万円単位）
ご利用期間	・ 1年（自動継続で年齢制限なし）
ご融資形式	・ 当座貸越
ご融資利率	・ 当金庫所定の利率を適用させていただきます。
ご返済方法	・ 契約期間内の元金返済は随時返済とし、利息の支払いについては毎月とします。 ・ 契約終了時に元金が残っている場合は、ご自宅の売却等により一括返済とします。 ・ 本商品はリコース型となります。ご返済時に、相続人の方による一括返済または担保提供いただいた不動産の売却代金だけではお借入金の全額返済ができなかった場合、相続人の方に残りのお借入元金の支払義務が発生します。
保 証 人	・ 原則不要 ただし、担保不動産の共有者は物上保証人となります。
担 保	・ 申込人が所有する不動産（原則居宅。マンションも可。ご家族との共有も可。）に、保証会社を根抵当権者とする第1順位の根抵当権を設定します。（設定額は貸越極度額の120%となります。） ・ 火災保険に保証会社が質権を設定します。
保 証 料	・ 保証料はご融資利率に含まれています。
手 数 料	・ ご融資極度額の3.30%（当金庫1.65%、保証会社1.65%）（税込）をご契約時にいただきます。
苦情処理措置・ 紛争解決措置	・ 苦情処理措置：本商品の苦情等は、当金庫営業日に営業店または営業サポート部（9時～17時、電話：052-913-1153）にお申出ください。 ・ 紛争解決措置：愛知県弁護士会（電話：052-203-1777）、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記営業サポート部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申出ください。またお客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、上記営業サポート部または全国しんきん相談所にお問い合わせください。
そ の 他	・ 審査の結果、ご希望に沿えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ・ 現在のご融資利率やご返済額の試算につきましては、当金庫の本支店までお問い合わせください。

中 日 信 用 金 庫